



11月は
児童虐待防止
推進月間です

子どもたちの命と心を みんなの手で守ろう

児童虐待とは、殴る・蹴るなどの暴力だけではなく、子どもの心を傷つけることや、衣食住の世話をしないことなども指します。

虐待は、子どもの心や体を深く傷つけます。子どもを守るためには、一刻も早く虐待に気付き、必要な支援につなげることが大切です。

次のような親子の様子に気付いたら、迷わずにこども課または県福祉総合相談センターまでご相談ください。連絡者や相談内容に関する秘密は守られます。

子ども

- いつも保護者の怒鳴り声と子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる



保護者

- 地域などと交流が少なく、孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて不自然な説明をする



～虐待の種類～

〈身体的虐待〉 殴る／蹴る／激しく揺さぶる／やけどを負わせる／溺れさせる など

〈心理的虐待〉 言葉による脅し／無視／子どもの存在を否定するような言葉を浴びせる／子どもの目の前で、家族に対して暴力を振るう（DV） など

〈性的虐待〉 子どもへの性的行為／性的行為を見せる／ポルノグラフィの被写体にする など

〈ネグレクト（育児放棄）〉 家に閉じ込める／食事を与えない／ひどく不潔にする／自動車の中に放置する／重い病気になっても病院に連れて行かない など

虐待の背景には、保護者自身が困難な状況に陥っていたり、深い悩みを抱えていたりする場合があります。虐待はどの家庭でも起こり得る問題です。社会全体で子どもたちを守っていきましょう。

【相談・問合せ】

こども課 子育て支援室 ☎672-2111 内線3190

岩手県福祉総合相談センター 児童女性部 児童相談課 虐待担当 ☎629-9605